

第1回 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年11月20日(水) 午前10時45分から午前11時45分まで
開 催 場 所	瀬谷区役所5階大会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員長 横山 順一 (日本体育大学 教授)</p> <p>委員 尾崎 博信 (瀬谷第四地区民生委員児童委員協議会 副会長)</p> <p>嶋貫 綾 (嶋貫綾税理士事務所)</p> <p>山野上 啓子 (認定NPO法人 横浜移動サービス協議会 副理事長)</p> <p>安田 智子 (瀬谷区保健活動推進委員会 会長)</p> <p>【事務局】</p> <p>瀬谷区福祉保健センター長 木村 洋</p> <p>瀬谷区福祉保健センター担当部長 長井 真</p> <p>瀬谷区福祉保健課長 瀬戸 晶子</p> <p>瀬谷区福祉保健課担当係長 柿澤 薫</p> <p>瀬谷区福祉保健課運営企画係 菊地 泰子</p> <p>瀬谷区福祉保健課事業企画担当 矢嶋 昌子</p>
欠 席 者	無し
開 催 形 態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開)(傍聴者0人)
議 題	<p>1 選定委員の紹介、委員長及び職務代理者選任について</p> <p>2 指定管理者選定の概要について</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 委員会の公開・非公開</p> <p>(2) 選定スケジュール</p> <p>(3) 選定結果の通知及び申請書類の公表</p> <p>(4) 申請要項その他の関係書類の内容</p> <p>(5) 評価配点</p> <p>(6) 評価方法</p> <p>(7) 瀬谷区福祉保健活動拠点事業実績評価</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 第2回指定管理者選定委員会の開催について</p> <p>(2) 本委員会の議事録作成について</p>
決 定 事 項	<p>1 委員長に横山委員を選出、委員長職務代理者に山野上委員を指名。</p> <p>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。</p>

	<p>(1) 第1回（審議事項の(2)～(6)） 選定スケジュール、選定結果の通知及び申請書類の公表、申請要項その他の関係書類の内容、評価基準及び審査方法等</p> <p>(2) 第2回 指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の面接審査</p> <p>3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。</p> <p>4 選定結果の通知及び申請書類の公表について、事務局案のとおり決定。</p> <p>5 申請要項等について、事業計画書及び申請要項に「区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）が福祉保健活動拠点を運営する強み」を強調してもらうよう、盛り込むことを決定。</p> <p>6 評価配点について、事務局案のとおり決定。</p> <p>7 評価方法について、事務局案のとおり決定。</p> <p>また、財務の状況については、専門性が高いため財務に関する有識者に採点を一任し、選定委員会の評価とすることを決定した。</p>
議 事	<p>1 選定委員の紹介、委員長選出及び委員長職務代理者選任について 選定委員の紹介後、横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に横山委員を選出。 同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に山野上委員を指名。</p> <p>2 指定管理者選定の概要について 事務局から、指定管理者選定の趣旨、福祉保健活動拠点の概要及び機能、選定対象施設、第5期指定管理期間、申請要項交付予定団体、選定スケジュール、申請要項交付予定団体である社会福祉協議会について説明。併せて、指定管理者選定委員会の趣旨、選定の手続き、担当事務、委員の責務、任期について説明。</p> <p>委員からの質問なし</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 会議の公開・非公開 （事務局） 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。また、委員の発言者個人名は議事録へ記載しないことを説明</p> <p>【第1回選定委員会】（審議事項の(2)～(6)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者選定スケジュールについて ・ 選定結果の通知及び申請書類の公表について

- ・申請要項その他の関係書類の内容について
- ・評価配点
- ・評価方法

【第2回選定委員会】

- ・申請団体の面接審査

(委員長)

事務局の説明について、異議等ないか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

異議なければ事務局案のとおり、非公開とする。

また、委員会での発言者の個人名は議事録へは記載しない。

(2) 選定スケジュール

(事務局)

資料のとおり、申請要項の配布から指定管理者との協定締結までのスケジュールを説明。

(委員長)

特に意見が無ければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

(3) 選定結果の通知及び申請書類の公表

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。

(委員長)

特に意見が無ければ、事務局案のとおり、選定を進めていくということによろしいか。

(委員)

異議なし。

(4) 申請要項その他の関係書類の内容

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員長)

(前回から)大きく変わったところというのは、事業計画の中での「注意事項」が加わったりしたところか。

(事務局)

前回の選定委員会の時に、文章だけだとどこが大事なところかわからないというようにご意見をいただいていたようでしたので、そこを踏まえて今回注意書きを追加させていただいた。

(委員) 評価するのは、この福祉保健活動拠点の部分だけということよろしいか。

(事務局) はい。

(委員長)

ほかに特に確認したいこと等はないようなので、事務局案のとおりとします。

(5) 評価配点

(事務局)

資料に基づき、事務局案を説明

(委員長)

事務局の説明について、意見等ないか。

(委員)

(1 運営ビジョン(1)地域における福祉保健活動拠点の役割について)

区社協が福祉保健活動拠点を運営する強みを評価したいということだが、各委員が評価する時は、事業計画書のどこを見て判断すればよいのか。

(事務局)

事業計画書は資料(横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定評価配点瀬谷区事務局(案))に沿って評価項目番号がついている。同じ項番に「ほかの法人ではなく、瀬谷区社会福祉協議会だからこそ」という説明が記載されるので、そこでご確認いただきたい。

(委員)

今の委員の話にもあったが、この一番最初の所は結構大事だと思う。やはり非公募でやっているということでは、なぜ非公募なのかというところは区民の人たちにとっては疑問に思う部分もあると思うので、そういう意味では区社協ならではの部分というか、区社協が担っているからできる部分というのは強調していただきたいと思う。これは評価なのだが、事前にここというのも伝えづらい部分もあると思うが、プレゼンテーションないし、この事業計画の中で、その辺は上手く表現してほしいと思う。

(事務局)

事業計画書及び申請要項の方でこの項目について出てくるので、そこでもう少しそういった内容を盛り込めるように検討する。

(6) 評価方法

○評価基準

(事務局) 資料に基づき、事務局案を説明

○採点方法

- ・評価項目 1～6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 7 (1) は「0 点」又は「4 点」の 2 段階評価とし、(2) 「0 点」又は「6 点」の 2 段階評価とする。なお、事務局で事前に算出し、第 2 回選定委員会の際に問題がないかをご確認いただいた上で、委員の皆様が同じ点数をつけていただく。
- ・評価項目 8 は実績評価の加減点として、-10～10 点の範囲内で、任意の点数で評価を行う。
- ・各委員の評価点及び理由等の相互確認による協議を行うこととする。

○面接審査

- ・面接審査のタイムスケジュールについては、質疑応答等含めて 30～45 分とする。
- ・プレゼンテーションにあたっては、選定にあたり重視する部分について、重点プレゼンテーション項目として必ず触れていただくこととする。

○評価基準項目

(事務局)

財務状況の評価は、応募団体から提出された資料を用いて、健康福祉局が業者委託により財務評価資料を作成し、次回の選定委員会で配布する。この資料を基に評価する方法として次の 2 通りのいずれかで評価を行うかこの委員会で決めていただきたい。

ア 財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とする。
全員が同じ得点を付ける。

イ 財務に関する有識者に評価をしていただいた上で、財務に関する有識者以外の委員はその評価結果及び理由を参考に、各委員それぞれで評価を行う。

○指定候補者の選定方法について

ア 評価点の合計による決定とする

- ・各委員の項目 7・8 を含めた評価点を合計した点数とする。

イ 最低制限基準の設定

- ・評価にあたっては、最低制限基準を設定する。

- ・第2回選定委員会出席委員の人数に評価基準項目1～6の合計点（満点250点）を乗じての60%を最低制限基準とする。

(委員長)

まず最初に、評価項目基準の財務評価について、事務局から「いずれかで」という提案があった。私からの提案だが、財務は専門性が高い部分でもあるので、財務に関する有識者に評価をお願いして、全員でそれを確認した後に、あまり点数にばらつきがあってもいけないとも思うので、同じ得点をという形でいきたいと思うがいかがか。

(委員) 異議なし

(委員長)

それ以外のところではいかがでしょうか。

(委員)

最低基準に満たなかった場合は？

(事務局)

最低基準に満たなかった場合は、再度、瀬谷区社会福祉協議会が資料を訂正し、もう一度提出いただいた上で、再度選定を行う。

(7) 瀬谷区福祉保健活動拠点事業実績評価

(事務局)

令和3年度から令和5年度までの事業実績評価について記載している。

また、発生した事故等あれば、第2回選定委員会の前に「前期の指定管理業務の実績報告書」をお送りする。項目8の「前期の指定管理業務の実績」は、この資料を基に評価いただく。

(委員長)

審議事項以外に意見・質問等はないか

(委員) 特に意見・質問なし

4 その他

(1) 第2回指定管理者選定委員会の開催について

事務局から、次回の日程及び申請書類一式は事前に送付するため当日に持参いただきたいこと、書類一式は第2回選定委員会終了後に回収することを説明。

(委員長)

意見・質問等はないか

	<p>(委員) 特に意見・質問なし</p> <p>(2) 本委員会の議事録作成について 事務局から、事務局で作成後、委員長にご確認いただき、申請要項配布開始日の12月6日(金)に瀬谷区ホームページに掲載予定であることを説明。</p>
<p>資 料 特 記 事 項</p>	<p><u>1 資料</u></p> <p>(1) 第5期瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者の選定について (2) 社会福祉協議会について (3) 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱 (4) 横浜市瀬谷区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱 (5) 会議の公開・非公開について (6) 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項(案) (7) 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者申請関係書類(案) (8) 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者選定評価配点(案) (9) 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点 評価方法について(案) (10) 横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点指定管理者評価シート(案) (11) 前期の指定管理業務の実績報告書</p> <p><u>2 特記事項</u></p> <p>今回は、令和7年3月27日(木)10時から11時30分まで、本日と同じ5階大会議室にて開催予定。</p>